



電気自動車等用充電ステーション設置のための 補助金のご案内



加古川市は、地球温暖化防止に向けて温室効果ガスの排出量の削減を推進するため、市内に電気自動車等用充電ステーションを設置する事業に対して補助を実施します。ご興味のある方は、お気軽にお問合せください。

補助申請者

次の条件を満たす方です。

(1)以下のいずれかに該当する方

- ①市内に事務所、事業所又は駐車場を有する(予定を含む)法人又は個人事業者
- ②市内にある共同住宅又は長屋(以下「マンション等」という。)の管理組合法人
- ③市内にあるマンション等の管理組合の代表者
- ④その他市が妥当と認める方

(2)加古川市税を滞納していない方

(3)暴力団等(暴力団及び暴力団員並びにこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している方並びに暴力団員と生計を一にする配偶者)でない方

(4)補助金が交付された急速充電ステーションの位置情報を市ホームページ等で掲載することに同意する方

補助要件

次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

【共通】

- (1)一般社団法人次世代自動車振興センターが定める充電インフラ補助金の対象となる充電設備を市内に設置すること。
- (2)充電コネクタ、ケーブル等の装備を備えた新品であること。
- (3)充電するに当たり他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収はこの限りでない。
- (4)電気自動車等の普及に有効な場所に設置すること。
- (5)令和7年3月14日までに設置が完了し、実績報告ができる見込みであること。

【急速充電ステーション設置事業】

- (1)認証及び課金機能付きの急速充電設備(定格出力10kW以上/基)であること。
- (2)充電するに当たり利用者を限定しないこと。
- (3)公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所に設置すること。
- (4)充電場所を示す案内板(デザインは東京電力の登録商標とする。)を当該施設の入口等に設置すること。

【普通充電ステーション設置事業】

- (1)認証機能付きの普通充電設備(定格出力10kW未満/基)であること。(設置1年後に子メータ等の管理により月別電力量を報告できる場合は認証機能がなくても良い。)

補助金額

充電ステーション購入費用(消費税除く。自社製品不可)の1/2以内。ただし、他の補助金等を受ける場合、当該補助金等の額を差し引いた額の1/2以内(千円未満切捨)。

補助上限額及び基数

【急速充電ステーション設置事業】200万円／基で1施設1基のみ

【普通充電ステーション設置事業】10万円／基で1施設50基以内

申請時の提出書類

(1)申請書

(2)次のいずれかに該当する書類

【事業者】

市内に事務所、事業所又は駐車場を有する、又は有する予定であることを確認できる書類のコピー

【マンション等の管理組合法人】

市内にマンション等があることを確認できる書類のコピー

【マンション等の管理組合の代表者】

①マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことが分かる書類のコピー

②代表者の本人確認書類(免許証、住民票の写し等)のコピー

【その他市が妥当と認める方】

市が必要と認める書類

(3)加古川市市税確認承諾書

(4)機材購入部分が見積書等のコピー

(5)機材購入部分が見積書等のコピー

(6)設置予定箇所のカラー写真(既に設置が完了していないことがわかる書類)

(7)設置予定場所の位置図

(8)委任状(手続きを委任する場合)

(9)その他市が必要と認める書類

申請期限

令和6年12月27日(金)17時15分まで(必着)

注意事項

★申請は郵送でも受付しますが、書類に不備がある場合等は時間を要しますので、十分に内容を確認してから提出してください。なお、郵送料は自己負担でお願いします。

★予定額に達し次第、受付を終了します。

★事前に予告なく受付を終了する場合があります。

その他

★市ホームページ上の「補助金に関するQ&A」等も参照してください。

★国も補助事業を実施しています。詳しくは、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページをご覧ください。

★市長がゼロカーボンの取り組みについて動画で紹介！



○問合せ・提出先

加古川市役所環境部環境政策課(市役所新館7階)

電話:(079)427-9769 <直通> FAX:(079)422-9569

E-mail:kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp